

令和3年度 就学援助制度のお知らせ

船橋市に住所を有し、経済的な理由でお困りの小中学生の保護者に対して、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の医療費を援助する制度です。

(就学援助制度は認定となっている方も毎年申請が必要です)

1 該当となる病名

トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・のうかしん・中耳炎・慢性副鼻
くう炎・アデノイド・う歯(むし歯)・寄生虫病

2 援助の対象者

- ①生活保護を受けている方
- ②児童扶養手当(船橋市におけるひとり親家庭の手当)を受給している方
- ③その他の方(上記以外で、上記に準ずる程度に困窮している方。下記表参照。)

【参 考】収入金額の目安 《「収入」は控除前の金額になります。》

世帯の 人数	世帯構成(例) ※同居している方全員(審査対象は下記参照)を、同一世帯と して審査します。	認定となる年間総収入の 目安 (原則として全員の合算)
2人	母(35歳)子(8歳)	約326万円以下
3人	父(36歳)母(34歳)子(10歳)	約405万円以下
4人	父(42歳)母(37歳)子(13歳、9歳)	約473万円以下
5人	父(44歳)母(40歳)子(13歳、10歳、5歳)	約501万円以下
6人	父(45歳)母(39歳)子(13歳、9歳)祖父(72歳)祖母(69歳)	約568万円以下

- ◇ 世帯の年齢構成等により認定となる金額が異なります。上記は目安の収入であり、目安以下であっても認定できない場合や、目安以上であっても認定できる場合がございます。対象かどうか迷われる場合は極力ご申請ください。※原則として前年中の収入で審査いたします。

<世帯員として審査対象となる範囲について>

- ◇ 原則として、世帯の同別に関わらず、児童生徒と同居している父母、祖父母、児童生徒の兄弟全員の収入により審査いたします。
※1 学生相当年齢のアルバイト相当の収入は含みません。
※2 単身赴任等による別居者、住民登録せずに同居している方を含みます。
- ◇ 同住所地に住民登録されている方は、実際に居住されていない場合でも審査対象となります。
- ◇ 住民票上の世帯を別としている場合であっても、同住所地に居住の方は審査対象となります。
ただし、物理的に生計が別である(二世帯住宅等※)と市が判断できる場合には、別居として審査いたしますので学務課までお問い合わせください。
※ 設計図、2世帯分の公共料金の領収書等が必要です。



★家計急変等の特別な事情がある方★

離職・転職・疾病等の特別な事情により家計が急変し、前年中の収入によらず現在の収入状況等による審査を希望される方は、ご事情をお伺いの上、特別な事情があると判断できる場合には、個々の状況に応じて必要書類をご案内いたしますので、学務課までお問い合わせください。

3 申請書類

■【以下に記載する申請書類を揃え、在籍する学校へ提出してください。】

【全員】

- (1) 就学援助申請書（記載例を参考にご記入ください。）
- (2) 通帳のコピー（申請書記載の申請者名義のもの）

※ 申請書は各学校、学務課、船橋駅前総合窓口センターで配布しています。
また、市ホームページから様式をダウンロードすることも可能です。



【該当者のみ】

- (3) 令和3年度市県民税課税証明書（令和2年中の収入）※

※【(3)の書類は、以下の1または2にあてはまる方のみ必要】

1. 令和3年1月2日以降に船橋市へ転入された方
2. 船橋市に住民登録がない方(単身赴任等)

注) 総収入・給与収入・合計所得・各種所得・扶養人数・各種控除金額等が記載されているものが必要になります。その他の書類で代用はできません。

◇ 令和3年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得ください。

※ 市区町村により多少の差異がありますが、概ね6月上旬から取得できますので、該当する市区町村にご確認ください。

●未提出の場合は審査ができませんので、必ず期限までにご提出ください。



重要 必ずご確認ください

認定審査は令和3年度課税台帳(令和2年中の収入)により行います。
申告が済んでいない方が同居家族(審査対象)内にいる場合は審査ができません。
また、収入がない場合(被扶養者を除く)も収入がない旨の申告が必要となりますので、
申告が済んでいない場合は市役所2階市民税課で申告してください。(企業等にお勤めの方は、通常は企業等より申告されておりますので、原則ご自身での申告は不要です)

◇ 申告についてのお問い合わせ [市民税課047-436-2214](tel:047-436-2214)

4 申請先・期限 ※毎年度申請が必要になります

●書類提出先：「在籍している学校」

●当初提出期限（申請書等）：令和3年5月12日(水)



●【該当する方のみ】必要書類(3) 提出期限：令和3年6月22日(火)※

※ 必要書類(3)【令和3年度市県民税課税証明書】の提出が必要な方
当初申請期限の5月12日(水)までに申請書等をご提出いただき、6月22日(火)までに必要書類(3)
を追加で「在籍する学校」へご提出ください。

◇ 期限までにご申請いただき認定された方は、原則4月から対象となります。
(5月以降に転入された方を除く。)

◇ 当初申請時の審査結果通知は、原則6月下旬以降となります。

◇ 申請は年度内、随時可能です(年度の最終受付日は3月1日です)。但し、当初提出期限以降の申請は申請日(在籍校への提出日)が属する月からの対象となりますのでご注意ください。